

All Risks と All Loss or Damage の保険について

久 木 久 一

1

1951年ロンドン保険者協会 (Institute of London Underwriters) は、従来の協会積荷約款 (Institute Cargo clause) の二つの型、すなわち、分損担保約款 (W. A. Clause) と分損不担保約款 (F. P. A. Clause) に対して、さらに一約款すなわち、すべての危険担保約款 (All Risks Clause) を加えて、これを実施し、積荷約款としては三つの定型的な保険者の填補条件が出来上つたのである。

これは第二次大戦中から世界の海上保険者が、その担保責任の拡大化に伴つて、荷主の要求にしたがい、被保険者に対し完全にして無条件的な保証を与えようとする、いわゆる仲立人約款 (Brokers' clause) と称する多数の望ましくない約款を排除する目的で制定実施され、海上保険市場における All Risks 担保による保険者責任の標準化を狙つたのである。しかるに、海上保険市場における競争により、その目的は未だ達することはできないが、従来各種の内容をもち保険者の填補範囲もまちまちであつた All Risks 保険における保険者の担保危険ならびにその填補責任が、一応確立されたことは、この約款制定の大きな効果であるといわねばならない。¹⁾

制式の協会積荷約款の All Risks Clause の外に、英国海上保険市場に行われている、各種の広汎な保険者責任を定めている約款の中に、これに似た "Against All Loss or Damage whatsoever" というような約款が相当行われている。このような約款が All Risks 約款と保険者の責任上如何なる点で

1) Reflections on "Cover in The Post Magazine & Insurance Monitor, Aug. 27, 1955.

異なるか。また、この約款は果して適当なものであるかどうか、本稿ではこれらの点について検討して見たいと思う。まづ行論の順序として All Risks Cover をとりあげて判決ならびに約款の規定より見て、保険者の責任を明かにして行きたい。

All Risks Cover に関し、1921年には幾多の訴訟事件が発生したので、All Risks は海上保険市場の注目を惹くに至つたが、しかし、保険者のこの種の担保方法については、海上保険を取扱う大多数の著書には謹か数行を費すのみで詳細な論述の行われぬのは全く不思議とされ、しかも London 市場のみならず世界各地の海上保険市場では、一般貨物の殆んどがこの種の条件で附保されているので、商人にとつてもますます身近なものとなつてゐるし、保険者にとつても非常に重要な問題であらう。²⁾

1951年の協会積荷約款が制定されるまでは、All Risks を担保する保険証券の文言は、通常次の何れかによるのであつた。

- 1) "Against All risks of whatsoever nature, irrespective of percentage"
- 2) "Against all and every risk, irrespective of percentage"

一たびこの種の約款が採用され出すと、忽ち保険市場に拡がつてくるもので、間もなく海外貿易に金融している銀行は、その信用状に All Risks Cover を求めるようになり、あらたに海外貿易に従事しようとする商会は必ずこの方法により、All Risks Cover は海上保険市場に確固とした足場を築いたのである。そして海外貿易金融機関はこうしたできる限り広汎な填補をもつ保険を要求するに至つたのである。³⁾

2

All Risks Cover は、もともと協会分損担保約款 (W. A.) において通常除

2) Hudson, The Insuauce of Cargo against all risks and against all loss or damage, Journal of the Chartered Insurauce Institute, Vol. 48, 1951.

我国では葛城照三氏の英文積荷海上保険証券の解説(才七章協会積荷約款(オール、リスクス)に詳説されている。

3) Loc. cit.

外されていた一定の危険を附加担保することにより、一般積荷の保険引受けに適合させようとした動きにつれて生れ出た約款であるので、戦争危険やストライキの危険はもとより、保険証券上に記載された海上危険 (**Maritime Perils**) 一切を担保していたのであり、⁴⁾ 換言すれば英法の保険者危険負担の列挙主義に対して、包括責任主義の危険負担の方法を採り入れたものである。したがって明かに除外された危険は別として、一切の損失損害は保険者の負担するところであり、被保険者の填補請求にあつては、被保険者は如何なる原因によりその損害が発生したかを立証する必要はなく、単にその損害は偶然的なもの (**fortuitous**) であることを示めせば足り、保険証券上の損害の挙証責任 (**the onus of proof of loss under the policy**) を免れ得るのである。⁵⁾ 故に保険者が免責されようとするれば、その損害が除外危険に因るものであることを立証しなければならない。

また、この担保方法においては、協会分損担保約款がもっている **Memorandum clause** の効力を抹消せんと企図したものであることは明かであり、**irrespective of percentage** (歩合の如何を問はず) の文句の狙いはそこにある。かくて保険者の填補責任の範囲を拡大したことは争われなところである。

しかしながら、**All Risks Cover** においても、保険者の填補責任は無限に拡大されて来たのではない。そこには法の制約がある。すなわち、被保険者の悪意 (**Wilful misconduct of the assured**) に基く損失損害は、当然に保険者の負担外にあることはいうまでもない。またその損失損害は、被保険航海中すなわち保険期間中に (**During the currency of the risk**) 発生したものであることが必要である。

英国海上保険法第55条は、保険証券に別段の定めなければ、積荷保険者は次にかかげる損害には、填補の責に任じない旨の規定がある。すなわち、

- 1) 遅延に近因する損失 (**Any loss proximately caused by delay**)

4) Poole, *Marine Insurance of Goods*, 2nd ed., 1930, p. 154.

5) Hudson, *ibid.*, p. 158.

Mullins, *Marine Insurance Digest*, 1951, p. 12.

- 2) 自然の消耗 (Ordinary wear and tear)
- 3) 通常の漏損及び破損 (Ordinary leakage and breakage)
- 4) 保険の目的の性質瑕疵 (Inherent vice or nature of the subject matter insured)
- 5) 鼠又は虫に因りて直接生じた損害 (Loss proximately caused by rats or vermin)

これらの損害に対して All Risks 担保の保険者の責任如何という問題が生ずる。そしてこの問題解決の鍵は、これらの損失損害が航海上不可避免的に生ずるものであるか又は航海中偶然に発生するものであるかの究明に懸つている。

この約款において保険者の負担する責任は、「一切の危険」(All Risks) という文字が示すとおり、保険者の負担する損失損害は、この「危険」によるものでなければならない。1921年の Gaunt v. British & Foreign Marine Insurance Co. 事件において、Lord Sumner はこの点につき、はつきりした原則を述べている。⁶⁾ すなわち、「“All Risks” には限界がある。それは危険であり被保険危険である。したがつて、この表現では固有の瑕疵や単なる自然の消耗や政府による捕獲は担保しない。それは危険を担保するもので、必然性 (Certainty) を担保するものではない。それは保険の目的の外部から偶然に生ずる何ものかをいい、保険の目的がその物としてそれが輸送される状況の下に示す自然の反応 (Natural behaviour) をいうのではない。」これよりさき、1906年の Schloss v. Stevens 事件においても、Walton 判事によりこの点は明かにされている。⁷⁾ すなわち、「海陸を通じて一切の危険 (All risks by land and water) というのは、文字通りあらゆる危険を意味するものとして読まねばならぬという結論に達した。それは偶然的原因によるいかなる種類の損害をも担保する意図であると思う。その損害が何か偶然的原因で起つたか。そこには偶然な出来事 (Casualty) がなければならない。」ゆえに、この約款では Risk という文字が特別な意味をもつもので、偶然性の要素 (element of fortuity) を必要とし、不可避免的な損害すなわち蒸発により生ずる減価とか輸送中の自然の消耗や、普通の目減りはこれに含まれないのである。換言すれば

6) 7) Cited by Hudson, *ibid.*, p.152—3.

損害が保険者から回復されるためには、それが何らかの偶然な事情すなわち航海中の偶然事故に基くものでなければならないのである。

3

遅延に因る損害は、原則として、たとえその遅延が保険事故に因るものであつても、保険者は負担しないのである。これは航海又は輸送が遅延して、そのために積荷の到着がおくれて市価の下落を生じた際とか、またはそのために積荷が腐敗したというような場合についていいうることである。後者については Mullins 氏の説くところによつて⁸⁾、最近の米国大審院は、バナナを積んだ船舶が坐礁し、離礁するまでの間にバナナが熟して全損になつた際、近因主義の原則から、本件の損害は遅延に因るものでなく坐礁に因るものと判決されたという事件をあげている。亦1906年の Schloss v. Stevens 事件においては、Savanilla 港で荷卸してコロンビヤの奥地に向う布地の保険に、当時コロンビヤで革命があつたために、輸送に18カ月も要し、目的地に到着したときは12梱が湿気のため損害を蒙り1梱は濡損1梱は濡れ及び虫害のため損害を受けた事件では、All risks of damage by insects ……and all risks by land and by water の保険証券の保険者は、損害填補の責任があると判決されている。この事件で、Walton 判事は「12梱については、輸送中湿気に積荷を曝させねばならぬような、異常な遅延 (an unusual, an abnormal delay) があつた。それ故その損害は偶発的損害であり保険証券の担保するところである。他の残りの2梱も担保される。ここで、もし一切の偶発事故による損害を含むとせば、自分はそうであるとの見解であるが、考えられるすべての事は、発生した損害が、かかる何らかの偶発的原因の直接的結果であつたかどうかということである」として⁹⁾、遅延が異常なもの (abnormal) であれば、All Risks の保険証券の下では、填補を受け得ることを明かにしている。蓋し異常性の要素は損害を偶然的なもの、予見し得ざるものとするからであると。尚この判決

8) Mullins, *ibid.*, pp. 35, 68.

9) Hudson, *ibid.*, p. 153.

は1906年の海上保険法通過前のものであるが、今日でもこの点に関する法の立場は変わらないとは、*The Post Magazine & Insurance Monitor* の海上保険担当記者の意見である。¹⁰⁾

以上、要するに遅延に原因しての損害であつても、他に何らかの偶然的な要素が損害の発生に作用した場合に、遅延が唯一且つ直接の原因でない限り、これを遅延に近因するものとしないうで、**All Risks** の **Risk** によるものとして保険者の負担たることを明かにしたものであると思われるのである。

4

次に、自然の消耗ならびに通常漏損および破損による損害についてであるが、**All Risks Cover** において保険者が填補責任を負うかどうかである。一体、通常漏損にしても破損にしても、また自然の消耗であつても、これ等の損害は、普通平穩な航海においても必然的に発生するものであつて、確定的な損害であり必然的な性質を持つものであつて、そこに何らの偶然性がない。すなわち、保険的保護の対象としては、殆んど無意義に近いものではなからうか。蓋し、若し保険者が仮りにこの損害を負担するとせば、その要求する保険料は当然にその損害額を下廻ることは理論的には考えられない。海上保険市場の競争はその損害相当額以下の保険料を請求し、その差額をもつてサービスとすることもあり得るが、そうした保険の経営は健全なものとはいうことはできぬであろう。したがつて、これらの損害は一般に保険者の負担外となつているのである。

しかるに、**All Risks Cover** の場合、こうした損害、横尾氏の所謂「定常的損害」は *irrespective of percentage* の文句がある限り、保険者の負担すべきものとの同氏の主張もあるが、¹¹⁾ たとえ、かかる文句があつても、通常漏損破損はもとより自然の消耗による損害は、保険者の負担すべきものではない

10) *The Post Magazine & Insurance Monitor*, Aug. 27, 1955, p. 1051.

11) 横尾氏 保険事故の偶発性と性質的又は定常的損害、*保険学雑誌* 復刊才1号 49—51頁。

¹²⁾と解釈すべきである。どこまでも、これは All Risks の保険であり、Risk がなければ保険者の責任はないのである。したがって、All Risks に of whatsoever nature 又は howsoever arising というような文句が付け加えられても、保険者の責任は変らぬものと解すべきである。されば、All Risks Cover における通常の漏損破損又は自然の消耗に因ると思われる損害は、現実的には過去の幾多の航海上の経験から割出して、被保険航海中の通常の損害 (Normal loss) を超過したとき、その超過分につき保険者は責任を負担すべきである。すなわち、保険者の責任は保険証券上は偶発的損害についてのみ限られ、こうした Trade loss は控除して、その責任を決すべきである。保険者の責任をこの場合何%以上とするのは、Trade loss の割合を明かにしたものと解せられる。

もしこの場合に “Against all risks of loss or damage, including leakage and breakage” としたときは、Trade loss は保険者の負担であるかどうかについては疑問がある。この場合は Risks の語により漏損破損が制限されるかどうかにかかっているのである。The Post Magazine & Insurance Monitor の記者は、“Against all risks, of loss or damage including heating and sweating” の文句にしばしば出くわすが、一切の蒸れ及び汗濡を担保するか Risks により制限を受けるかについて問題がある。しかし、自分は他からの批評を覚悟であえていうが、蒸れ汗濡を含むと明言しているからには、そうした制限はないものと解するとしている。また Hudson¹³⁾によれば、1918年の *Dodwell v. British Dominions General Insurance Co.* の事件において Bailhache 判事は、“Including risk of leakage from any cause whatsoever” の約款の解釈につき、「それは読んで字の如く意味するもので一切の漏損は支払わねばならない、通常の Trade loss も含んで」と判決しているが、これを以て保険者は Trade loss に責任ありとは直ちに断言はできないのである。けだし、前者については通常の漏損破損は定常的に生ずるものであ

12) 同説 葛城氏 前掲 253頁。

The Past Magazine & Insurance Monitor の記者の見解も同様である、loc. cit.

13) Hudson, *ibid.*, pp. 164—5.

るし、蒸れ汗濡は必しもそうではないから。また後者については *from any cause whatsoever* が附加され、これに重点を置いた解釈とも考えられないことはないから。

5

積荷固有の性質瑕疵による損害は、また保険者の負担外とされている。これは保険の目的に固有の質的崩壊又は時日の経過により生ずる損害または減価 (*the loss or depreciaton which arises solely from a principle of delay or corruption inhercut in the subject matter insured*)¹⁴⁾ をいうので外襲的な損害でなく全然内部的分解に (*not from external damage, but from internal decomposition*)¹⁵⁾ よるものである。外襲性というのは、勿論外部の物理的影響を受けないというのではなく、外部からの偶然的原因によつて生ずるの意味である。この点からいえば、鼠喰や虫喰は特別な場合を除いては、すなわち内部的に虫の湧くよう穀類とか竹製品の虫喰の場合を除いては、充分危険の要素を備えたものであり、英法のようにこれを固有の瑕疵に準じて取扱い、特約のない限り保険者の責任外としてはいるけれど、*All Risks Cover*¹⁶⁾ においてはこれらの損害は当然に保険者の負担危険と解すべきである。¹⁷⁾ そこで積荷が航海の普通の経過において、何らの外部的な原因や事故もないのに、蒸れたり汗濡を生じたような場合は、*All Bisks* の保険証券の下においては、その損害は不可避的なものとして保険者の負担外とされるのである。しかし、この蒸れや汗濡の損害が予見し得ない事情からそして外的原因から発生したものであるとすれば、たとへば、悪天候のために通風装置を閉鎖したがために起つたとしたならば、保険者はその填補に任じなければならぬであろう。

すでに遅延の場合について述べたようにに、*vice propre* に因る損害が異常のもの (*abnormal*) である限り、保険証券上特に除外された危険に因るものでなければ、*All Risks Cover* の保険者はこれが担保の責任を負うものであると

14) 15) Arnould, *On the Law of Marine Insurance and General Average*, 13th Ed., by Chorley, 1950, Sec. 778.

16) 葛城氏 前掲書 89頁。

17) 横尾氏 前掲論文 51頁。

いいうるのである。なおこの場合保険者は、その損害を固有の性質瑕疵に因る損害としてでなく、他の保険者負担の危険に近因するものとして責めに任ずるのである。

以上述べ来たつたように、All Risks Cover は文字通り All Risks すなわち「あらゆる危険」を保険者が担保するものではないのである。1951年の協会積荷約款 All Risks Clause は、この上さらに F. C. & S. clause や Strikes, riots and civil commotions clause も附加されて、一層保険者の責任範囲を狭ばめていることに注意しなければならない。

6

海上保険市場に All Risks Cover と並んで、Against all loss or damage whatsoever とか Against all loss or damage however arising あるいは Against loss or damage from whatever cause arising というような約款が行われているが、この約款の起源はすこし明瞭ではないところもある。それは第一次大戦後幾ばくもなく、ある船会社が自船で運送した積荷を保険して、その際一連の約款を出して荷主に選択させそれに応じて保険料を払込ませたが、その中の一つとして Against loss or damage from whatever cause arising, irrespective of percentage という約款もあつたという。勿論これに似た約款が、それ以前になかつた訳ではないが、本当に使われ出したのがこれが始めてであつて、当時その船会社は近距離航路を經營していたので、目的地に積荷が損害を蒙つて到達したときは、直ちに船積港に通知してして積込のとき異状がなかつたら、即座にその損害の支払に応じたので、荷主にとってはまことにみ力をもつた提案だつたのである。その約款文言のこうしたみ力は、各方面の商人に深い印象を与え、その約款は積荷保険に通常使用されるに至つたのである。¹⁸⁾

この約款の内容につき検討して見ると、まづ第一に気をつくことは、も早や危険の性質を問わないことである。すなわち、危険という語は約款の何処にも使用されていないのである。しかしながら、この約款においても被保険者の悪

18) Hudson, *ibid.*, p.159.

意に基く損失損害は勿論除外されるし、その文言から見て被保険航海上のものであるという点も、**All Risks Cover** の場合とは何ら異つてはいない。¹⁹⁾

All loss or damage の保険が **All Risks Cover** と異なる点は、今述べた通り、**Risk** の語があるかどうかであるが、果してその約款は **All Risks Cover** と異なり、その文字通りに解釈し、被保険者の受けたる損害はその原因の如何を問わず保険者の負担たるべきものであるかどうか、換言すれば、保険者は損害の偶然性を要求することなしに、積荷の固有の瑕疵性質に基く損害や **Trade loss** のような、当然に発生を予測され又は避け難い損害 (**natural or inevitable**) をも填補しなければならないか。この点については、英国では未だ判決がないのである。したがつてこれにつき確定的なことはいいえないが、各種の観点から観察して推論するより外にはないであろう。

7

まづ、第一に採りあげねばならぬことは、保険証券上の文言の解釈に関する原則である。保険証券は保険者の作成したものである。したがつて、証券上の文言に曖昧な点があり、他の如何なる解釈を以てしても明かになし得ないときは、作成者の不利に解釈するとの原則 (*verba chartarum fortius accipiuntur contra proferentem*) が適用される。Cockburn 郷は且つて、*Notman v. Anchor Ins. Co.*, 1858 事件において「保険証券は会社の言葉であるから、もしそれにあいまいなところがあつたら、会社に対し甚だ厳格に解釈しなければならぬ」といつている。²⁰⁾ 故にこの約款が問題となつて法廷で争われるとしたら、この原則が適用されるであろう。

次に、直接この約款に関するものでないが、他の判決から推論して如何に解釈されるかを明かにしなければならぬ。Hudson 氏は、すでに述べた *Gaunt v. British & Foreign Marine Insurance Co.* 事件における *Birkenhead* 郷の言葉に有力な手懸りを求める。すなわち「これらの語句 (**all risks**) は勿論どんな原因であろうと一切の損害を担保するものと決める訳にはいかぬ。と

19) Hudson, *ibid.*, p. 159.

20) Hudson, *ibid.*, pp. 160—1.

いうのは、自然の消耗や不可避的な減価のような損害は、保険証券の拉外にある」という語からして、もしその証券が ‘All damage however caused’ を担保するものであつたとしたら、Birkenhead 郷もそのような語句は固有の瑕疵や不可避的な損害を含むとの意見であつただろうと結論するのが論理的だとして²¹⁾ている。

さらにまた、1952年の London での海損精算人の年次総会において、議長 G. J. B. Edge 氏は「保険証券上の各語は必ず何らかの意義をもたねばならぬことは明かである。この点からして考えて見ても “All damage” を担保する約款と “All risks of damage” を担保する約款との間に、意義の上で差異がなければならぬ」とし、Trader & General Ins. Association Ltd. v. Bankers & General Ins. Co., Ltd. 事件 (38 Times Law Report, p. 94) で、被保険危険は Leakage であつて、Risk of leakage でなかつたとき、裁判所は Leakage はあらゆる種類の、その原因はどんなものであつても一切の漏損を担保することを意図したものであると判決したが、この判決からして同氏は「All risks の場合はその損害は偶然的なものでなければならぬのに反して、All loss or damage 約款の下では一切の損失損害は偶発的なものであらうとなかろう (whether fortuitous or not) と填補され得るという結論を導き出すことは正しい。若し保険者がそんな広汎な担保は不当であると抗議するなら、一定率以上の担保を協定して自らを護り得るのである」といつている²²⁾。

次に問題とすべきものは、海上保険法第55条に関してである。すべての保険者は、一定の損失損害はこの条項により除外されていることを承知しており、それに基づいて契約を締結するのである。同時にこの条項中には「保険証券に別段の定めがなければ (Unless the policy otherwise provides)」の一句があることも、保険者は忘れてはいないであろう。これについてある保険者は、法律上除外されている損害を填補するためには、その損害を明確に (expressly) 保険証券上に記載されていなければならないという意見であるが、これにした

21) Hudson, *ibid.*, pp. 160—1.

22) Cited in Further Reflections on “All Loss or Damage” Wording, *The post Magazine & Insurance Monitor*, p. 1223.

例えば、**Inherent vice** や **Trade loss** は保険者の負担である旨の明確な規定がない **All loss or damage** の保険では、これらの損害は保険者の責任外となるであろう。しかしながら、「別段の定め」はそれ程明確な記載を要求しているかどうかは疑問である。法律上の除斥損害を排除しまたはこれに代るとの意思が推察し得る程度の文言があれば、それはどんな形式であろうと差し支えないとの見解は、支持し得るのではなからうか。²³⁾ この見解に従えば、**Inherent vice** や **Trade loss** も保険者の担保責任に含めることができるのである。

最後に、採りあげらるべきは、契約当事者の意思如何ということである。当事者がこの保険を契約するとき、これは **All Risks Cover** よりも広汎な填補責任を保険者が負担するものであると考えたか何うか。保険者の中にはまた海損精算人や仲立人等で、この保険を **All Risks Cover** と同じに考えているものもある。²⁴⁾ しかし、これに対する保険料は **All Risk Cover** に対するものよりも甚しく高率である点から考えれば、保険者は **All Risks Cover** よりもより厚い保険的保護を与えんとしたのに基いて保険料が算定されたのではなからうか。被保険者にしても、高い保険料を甘受するのは、広汎な損害の填補を期待しての上であることは間違いない。この点から見れば、当事者としては **All loss or damage** 約款は **All risks clause** よりもさらに広く損害の担保が行われることを意図したものといえないことはないのである。

以上論述した諸点から推して **All loss or damage** の保険は、1906年の英国海上保険法第55条(2)の(b)(c)条項に除外された損害は、一応保険者の担保責任であるとの結論を出し得ると思う。したがって、この約款は **All Risks Cover** よりも広汎な保護を、被保険者に与えるものであるといえる。

しかしながら、**All loss or damage** 約款を解して、**Inherent vice** や **Trade loss** をも含むとしても、ここに注意しなければならぬことは、被保険者が保険者にこの約款により損害の填補請求をなすためには、勿論被保険者自身現実に損害を蒙つたものでなければならぬということである。もし流動性の貨物が引渡時の数量に基き売買され、通常の日減りをその計算に入れていない

23) 24) Further Reflections on "All Loss or Damage" Wording, *ibid.*

きとは、現実には Trade loss は発生するけれど、買主としての被保険者はそのために何らの損害をも蒙むらないことになるから、こうした Trade loss に対しては買主は保険者にその損害の填補は請求し得ないことは明かである。

8

以上述べ来たつたところから見て結論すれば次のようにいうことができる。すなわち、第一に、All Risks Cover に対する保険者の責任範囲は1951年の保険者協会積荷約款オール・リスク担保約款の制定により一応確立されてきたことである。

第二には、All loss or damage 約款に対する保険者の担保責任とその範囲に関しては、未だ英法上確定した判決がなく、海上保険業者仲立人等の中にはこれを All Risks Cover と同様に解釈するものがあり、またこれを All Risks Cover よりもこれに対する保険者の責任範囲を広く解釈し、通常の場合においては期待され難いような種類の損害をも保険者の負担とする解釈が行われ、未だこの点は明確になつてはいないが、後者の解釈が有力であるということである。

しかしながら、All loss or damage の保険を文字どおりに解釈して、積荷の固有の性質瑕疵による損害自然の消耗その他 Trade loss に対して保険者が当然に責任を負担するということは、保険の本質から見てまた保険事業の経営上から考えて果して妥当なものであるかどうか、再びこの問題は採りあげて検討しなければならぬと思う。

横尾氏のいう「定常的損害」すなわち、通常漏損や破損の如き Trade loss や、また自然の消耗の如き時日の経過により必然的に発生する損害は、被保険者にとり始めから承知しているものであり、すでに計算ずみの損害であつて、当然に積荷の原価の一部を構成しているものである。こうした必然的な損害を保険者に負担せしむることは、まことに手数のかかる問題であり、殆んど無意味なものではないだらうか。というのはこうした損害を引受けた保険者は、すでに指摘したとおりに、その損害に相当する額だけの保険料は必ず徴収しなければ、保険料計算の合理性は保たれないし、それだけの保険料を支払つて再びま

たその額に相当する保険金を受けとる被保険者は、二重の手数を重ねて得るところは何もないという結果になりはしないか。保険は不確定の損害に対して保証するものであり、確定的な損害を填補すべきものではない。かかる確定的な損害に備うるものであるならば、それは保険ではなくて単なる貯蓄である。損害保険者は貯蓄までも兼ね営むべきものではない。ゆえに保険の本質から見てまことに不合理なものといわねばならない。

それにまた、こうした定常的な損害確定的な損害は、同じ積荷の固有の性質瑕疵としても、湿った魚粉の発熱や濡れた棉花の自然発火又は動物の斃死等とは大分趣きを異にしているのである。こうした損害は、非常に完全な、言葉を換えていえば乾燥した魚粉濡れない棉花には通常発生しないものであり、したがって魚粉や棉花はいつも発熱発火し動物が斃死するとは限らないので、たまたまそうした欠陥のために発火発熱し動物がたまたま斃れたとしたら、これを保険的保護の対象としても一応は肯づける。さればこの見地から考えて見ても、Trade loss に保険的保護を与えることはどこまでも行き過ぎであると思うのである。それゆえに、Inherent Vice or nature による損害が、外襲的な損害でなく全く内部的な分解でありまた保険の目的の固有の質的崩壊であつても、航海中にたまたま生じたものであるとしたら、たとえ All Risks Cover の対象とはならないとしても保険の対象とはなり得るものではないだろうか、²⁵⁾と私は考える。

最後に、All loss or damage の保険に対する保険者の責任につき、その解釈が一致せずまた異論をさしはさむべき余地も相当あるのであるから、これに対しては保険者は如何なる対策を講ずべきか。またはこのままにして統一的解释の生れるのを待つべきであるかどうかが問題である。

Hudson 氏が指摘するよう²⁶⁾に、この約款は海上保険市場に確立されたいたので、この種の担保を全然与えぬということは、保険者各自にとつては甚しく困難である。ことに被保険者が銀行より迫まれて、少しでも有利な条件で保険を獲得しようとする、保険者もこの約款により保険の引受けを拒むことはで

25) 拙稿 海上保険に於ける瑕疵危険 商学討究 才十七巻上冊参照。

26) Hudson, *ibid.*, pp. 65—6.

きなくなるであろう。そうなれば、競争の激しい市場においてはなおさらのことであり、また保険者としてもこれを締め出すことは適當ではないし望ましいことではないのである。それで、²⁷⁾同氏は積荷保険関係者一同の利益のために一般的な協定を作り、All risks の条件で填補されない損害は、保険証券上に特に明記してない限り、どんな文言の形式でも担保されるものではないとしたらどうか。そしてそうした協定に到達するまでは、各保険者は All loss or damage の条件で引受ける保険の範囲を充分研究し、自己の予測計算した以上の危険を冒さないようにすることが望ましいといっている。また The Post Magazine & Insurance Monitor の担当者は、問題の唯一の解決策は All loss or damage の文言の範囲につき、意見の一致しそうな様子もないから、保険者が協力して協会約款の All Risks の文言以上に越えないこと、それは結局理性的な人が期待でき得る限度の約款であるからと結論している。

要するに、実務家の言にして以上のとおりであるとすれば、こうした約款の追放は困難であり、保険者としては All risks に対する以上の責任の負担は不合理であるという点に鑑みて、保険者として禁止的高率な保険料を協定するかまたは一定歩合以下の損害は填補しないという Excess の方法によるかするのも一方法であろう。幸い我国では未だこの種保険の行われていることを寡聞にして聞かないので、今日我業界が採用している協会約款 All Risks 以上に絶対出ないことが、保険事業の経営から見てもまた保険の本質から見ても最も合理的に考えられる最高限の保険的保護を荷主に与えるものといわざるを得ないのでないだろうか。

(昭和30. 2. 14)

追 補

本稿攔筆後入手した近着の英誌は、この問題に関する Queen's Bench の二つの判決が昨秋なされたことを報じ、誌上で論評が加えられているので、更に

27) Hudson, *ibid.*, pp. 165—6.

28) *ibid.*

29) The Post Magazine and Insurance Monitor, Nov. 19, 1955, Dec. 24, 1955. Fairplay, Nov. 24, Dec. 22, 1955, Jan. 5, 1956.

ここで追加論及して見たいと思う。

一つは1951年に北垂からロンドンに送られた珪素土の3,000袋の再包装費を、損害防止約款 (Sue & labour clause) により保険者より回収しようという F. W. Berk & Co., Ltd. v. Style 事件で、これは “Against all risks of loss or damage from whatsoever cause arising irrespective of percentage” に対して保険されたものである。

この場合袋の傷んだのは、舁よりの揚卸しその後の庫入れに際して生じたのではなく、その袋は始めから不適當で、保険の目的の瑕疵であるとされ、保険者の責任外と判決されている。Seller 判事は傍論 (obiter dicta) において、包装の瑕疵は保険の目的の瑕疵の一般状態に含まれるということを示唆し、包装は保険の目的の一部でないとする多数の意見に反し、この問題についての現時の考へ方を拡張している。その点でこの判決は重要であり現在の市場慣習とは一致していないと、Fairplay の記者は言う³⁰⁾。

この判決における法律上の問題点は、Seller 判事の言う次の点である。すなわち、固有の瑕疵に因る損害を担保しないという協会積荷約款第6条 (第5条の誤りならん) は、from all risks from whatsoever cause arising に因る損害を担保するという約款の範囲を制限しているが、この約款と矛盾するものではない。それで原告が固有の瑕疵に対して保険を希望するとしたら——もしそれを相当な保険料を支払つてなし得るなら——その旨の特別の文言を使用すべきであり、または第6条 (?) を抹消すべきであつたとしている、ことである。が、これについては Inherent Vice の損害に保険者が責任を負わないのは、積荷約款第5条があるからでなく、海上保険法第55条 (2) の (C) により保険者が責任を負担しないのであるとして、これに対する批難がある³¹⁾。確かにその批難は正当である。

この判決後間もなく、また同判事により別な判決が出ている。それは、Gee & Garnham Ltd. v. Whittall Inherent 事件であつて、この事件では1951年

30) Fairplay, Nov. 24, 1955, p.1171. 尙これについては葛城氏 前掲書 257頁 参照。

31) The Post Magazine & Insurance Monitor, p. 1410.

独乙から英国に送られたアルミニウムやかん 112,000 個の中 21,956 個が潰れたり汚錆したので、その損害填補の請求事件である。その損害について一部を除き取扱上特別の過失があつた訳でなく、また雨や海水に直接あてたとの証拠もないので、それは積荷の *Inherent Vice* によるものとして保険者が責任を免れたのである。付保条件は “Against all and every risk whatsoever and against all loss or damage from whatsoever cause arising……” という極めて広汎な条件である。同判事はこれらの保険証券が事実広汎な文言であつても、この場合の証券の文言からは *Inherent Vice* は保険者担保しないとしたのである。これは注目すべき判決であつて *The Post Magazine & Insurance Monitor* の記者は、この証券が純粋な単純な *All Risks Policy* であるならこれで満足であるが、この保険は *All loss or damage from whatsoever cause arising* を担保するという追加的文言があるのに、これに何等言及しないという事実は、自分としては諒解に苦しむ。そうした文言では、被保険者はその損害が *fortuity* に因るものであるとの証明は不必要だろうと考えていたのだが、この点明かに何等論ぜられなかつたとして不満を表わしている。³²⁾

この二つの事件においては、何れも協会積荷約款の *All Risks* 約款を延長したものであるが、この約款の法律上の解釈には殆んど貢献するところはないのであり、ブローカ達は好んで特別の文言を入れて、従来の文言では得られない利益を与えようとして、反つて被保険者を不利にすることもあり得るとさえ言われている。³³⁾

また、これらの判決では *All Risks Cover* と *all loss or damage* の保険との間の区別は明確になつてはいない。したがつて、*Against all loss or damage* の保険者の担保責任は依然として不明確で、何等決定的なことは言ひ得ないから、今後の判決に期待するより外はないであろう。 以上

32) Dec. 24, 1955, p.1568.

33) *Fairplay*, Jan. 5, 1956, 1459.